## 府中市総合計画市民検討協議会設置要綱

要綱第83号

平成23年11月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次府中市総合計画の策定に当たり、市民の意見を反映 させるため、府中市総合計画市民検討協議会(以下「協議会」という。)を設置 し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。
  - (1) 市政の現況に関する事項
  - (2) 第6次府中市総合計画の策定に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する委員 70人以内をもって組織する。
  - (1) 公募による市民 45人以内
  - (2) 市の職員 25人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長の依頼又は任命を受けた日から所 掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明 又は意見を求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会に、次に掲げる部会を置く。
  - 健康・福祉部会
  - (2) 生活・環境部会
  - (3) 文化・学習部会
  - (4) 都市基盤・産業部会
  - (5) 行財政運営部会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか必要と認める部会を置くことができる。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力 を失う。

付 則(平成23年12月5日要綱第86号)

この要綱は、平成23年12月5日から施行し、この要綱による改正後の第3条の規定は、平成23年11月16日から適用する。